# 建築確認申請時の消防同意における感震ブレーカーの設置促進事例について

これまで自治体独自の取組みとして、建築確認における消防同意にあたり、書類返却時に 火災予防通知票を添付し、感震ブレーカーの設置について呼びかけを実施してきた事例があ る(東京消防庁火災予防規程第10条に基づく通知)。

#### 〈火災予防通知票の例〉

#### 火災予防通知票

東京消防庁

- 第1 火災予防条例により、住宅に住宅用火災警報器を設置し、維持する必要があります。 なお、住宅を新築し、又は改築する場合は、設置後に消防署への届出が必要になります。
- 第2 次に該当する設備がある場合は、火災予防条例により、消防署への届出が必要となります。
  - 1 入力が 70 キロワット以上のヒートポンプ冷暖房機、ボイラー又は給湯湯沸設備
  - 2 温風暖房機(風道を使用しないものにあっては、入力が70キロワット未満のものを除く。)
  - 3 燃料電池発電設備(火災予防条例第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。)
  - 4 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物(〔例〕200リットル以上1,000リットル未満の 灯油・軽油、400リットル以上2,000リットル未満の重油)の貯蔵又は取扱いをする設備
- 第3 ガスこんろ、石油ストーブ等の火気使用設備器具は、火災予防条例により、可燃物から安全な 距離を保つ必要があります。
- <u>第4</u> <u>住宅の火災を予防し、安全を確保するために有効な方法として次のものがありますので、これ</u> らの実施に努めてください。
  - 1 初期消火のために:消火器、住宅用スプリンクラー設備等の設置及び維持管理
  - 2 避難安全のために:避難はしご、避難ロープ等の設置及び維持管理
  - 3 延焼拡大防止のために:防炎性を有する防炎物品(カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等)

及び防炎製品(寝具等、衣服類等)の使用

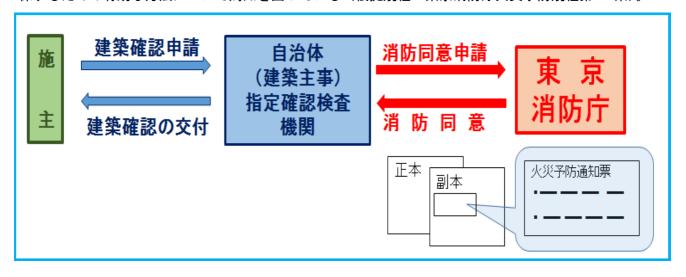
- 4 出火防止のために:安全装置付きのガスこんろ、石油ストーブ等の使用
- 5 地震時のために:感震安全装置付きの配線器具、家具類を固定する転倒落下防止金具等

の取付け

## (参考1) 消防同意の流れと火災予防通知票

消防同意とは、建築物の安全確保のため、建築確認前に消防機関が建築計画の消防上の問題点を確認し、消防設備に問題がないことをもって、建築に同意することをいう(根拠法令:建築基準法第93条、消防法第7条)。

東京消防庁では、施主からの申請書類の副本に火災予防通知票を添付し、住宅火災の予防、安全を確保するための有効な方法について周知を図っている(根拠規程:東京消防庁火災予防規程第10条)。



## (参考2) 東京都震災対策事業計画(平成23年度~平成27年度)抜粋

第2部 安全な都市づくりの実現

第4章 出火、延焼等の防止

第1節 消防水利の整備、防火安全対策

# 火気使用設備・器具、電気器具等の安全化の推進

(東京消防庁)

平成 25 年度事業費 0.6 百万円

火災予防条例は、火気使用設備・器具への対震安全装置等の設置及び対震安全装置の設置義務のある火 気使用設備・器具の設置工事又は修理を業として行う者への知識・技術の習得(石油機器技術管理講習の 受講)を義務付けている。これらの適切な維持管理等についての指導を推進し、地震時の出火防止を実現 する。

また、震災時には、停電復旧に伴う再通電時の火災発生が危惧されることから、地震時に通電を遮断する「感震安全装置付き配線器具」の普及促進を行い、火災発生件数の低減を図る。

### 現在の状況 (平成24年度末)

- 使用検査時等に、火気使用設備・器具への対震安全装置の設置等を確認するなど、適切な維持管理等 について指導及び検査を実施している。
- 石油機器技術管理講習の日程等について東京都公報へ掲載するとともに、各消防署にポスター等を掲示している。
- 消防同意時の確認申請書の副本に添付する「火災予防通知書」に、感震安全装置付きの配線器具の使用に努めるよう記載し、防火対象物の関係者に対する普及を図っている。

## 計画期間中の目標(平成27年度末)

- 使用検査時等に、対震安全装置の設置等を確認するなど、火気使用設備・器具の適切な維持管理等について指導することにより、地震時の被害を最小限にとどめる。
- 石油機器技術管理講習の日程等について東京都公報へ掲載等を行い、都民に広く周知する。
- 消防同意時の確認申請書の副本に添付する「火災予防通知書」に、感震安全装置付きの配線器具の使用に努めるよう記載し、継続した普及活動を行う。

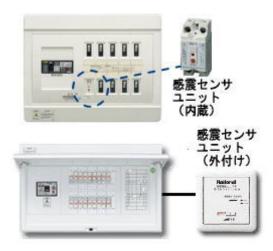
	年次計画	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事	対震安全装 置の設置等 の指導	対震安全装置 の設置等の指 導				-
業	石油機器技術 管理講習の周 知	石油機器技術管 理講習の周知				-
目標	消防同意の 機会を捉え た、感震安全 装置付きの 配線器具の 普及	消防同意の機 会を捉えた普 及活動の実施				-

## 事業内容 · 事業効果

#### 【事業内容】

- 使用検査時等に、火気使用設備・器具への対震安全装置の設置等を確認するなど、適切な維持 管理等について指導及び検査を実施する。
- 石油機器技術管理講習の日程等について東京都公報へ掲載すると共に各消防署にポスター等を 掲示する。
- 感震機能付き分電盤及び感震機能付コンセントなど、地震の揺れを感知して自動的に電源を切る機能が付いた配線器具の普及促進
  - (1) 消防同意時に、感震安全装置付きの配線器具の使用に努めるよう記載し、器具の普及を促進する。
  - (2) 消防同意前の相談時に、相談者に対して感震安全装置付きの配線器具を設置するよう指導

使用検査・・建築物を使用開始する際に、消防法等への適合状況を現地で確認する検査のこと。 消防同意・・建築物の新築・増築等を行う際に、消防法等への適合状況を図面上で確認する審査 のこと。



【感震機能付分電盤(例)】

#### 【事業効果】

- 使用検査時等に、火気使用設備・器具への対震安全装置の設置等を確認するなど、適切な維持 管理等について指導及び検査を実施することにより、地震時の出火防止を図ることができる。
- 石油機器技術管理講習の周知により、受講義務者が知識・技術を習得し、火災予防条例に適合した状態で火気使用設備・器具が設置され、地震時の出火防止を図ることができる。
- 消防同意時又は消防同意前に設置指導することにより、感震安全装置付きの配線器具の存在を 知らなかった都民及び工事関係者が工事着工前に知ることができ、普及促進することができる。